

運送書類の発行と申し込み方法

令和4年4月1日

NVOCC CLUB

事務局

〈利用基準〉

1. 貨物利用運送事業法第3条の登録若しくは第20条の許可又は第35条の登録若しくは第45条の許可を得ている者であること。

- ① 第一種貨物利用運送事業 ⇒ 国土交通省に「登録」
- ② 第二種貨物利用運送事業 ⇒ 国土交通省より「許可」

2. 貨物利用運送事業法第8条及び第26条に定める利用運送約款として本倶楽部の制定した国際複合運送約款 (NVOCC CLUB CT B/L)及びウェイビル約款 (NVOCC CLUB WAYBILL)を使用することについて許可を得た者であること。

※利用する約款の申請 ⇒ 国土交通省より「認可」が必要 (外国人事業者(※別紙参照)は除く)

〈利用可能な範囲〉

1. 第一種貨物利用運送事業

- ①日本の各港(Port)から世界各港(Port)までの海上輸送又は海上輸送と航空輸送の複合輸送(Sea & Air)で、使用できます。
- ②日本国内及び海外の国内輸送に関しては、利用ができません。「Place of Receipt」「Place of Delivery」は、仕出港及び仕向港の位置する都市名となります。

※「ドア・ツー・ドア(Door to Door)」記載の場合は「違法」となりますのでご注意ください。

2. 第二種貨物利用運送事業

- ①日本各地の内陸地(Interior Place)から世界各地の内陸地(Interior Place)までの海上輸送又は海上輸送と航空輸送等の複合輸送(Sea & Air)で、「ドア・ツー・ドア(Door to Door)」の使用ができます。
- ②日本国内及び海外の国内輸送に関しては、利用ができますので、「Place of Receipt」「Place of Delivery」は、日本国内の「貨物引受地」及び世界各国の「最終仕向地」を記載できます。

〈運送書類購入方法〉

- ①運送書類利用規定に同意の下、誓約書の提出
- ②運送書類注文書により注文

以上

別紙

外国人事業者の利用運送約款申請について

外国人事業者は利用運送約款について法令上の認可対象ではありませんが、当会の運送書類(B/L、Waybill等)を利用頂く場合、その旨を国土交通省の担当窓口まで報告頂くようお願いします。

<担当窓口>

国土交通省総合政策局国際物流課

電話 :03-5253-8111(内線 25-424(外航利用運送)、25-423(航空利用運送))

外国人事業者の定義

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_fr3_000005.html

- 1) 日本国籍を有しない者
- 2) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
- 3) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
- 4) 法人であって、1)～3)までに掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

<よくある事例>

日本の会社法に基づき設立された法人であっても、代表者が外国人、役員が1/3以上が外国人、出資者(議決権)の1/3以上が外国(法)人のいずれかに該当する場合は、外国人となります。